

高年齢者の雇用確保に関する各種助成金のご案内

急速な少子高齢化による労働力人口の減少が見込まれる中で、今後も、我が国の経済社会の活力を維持していくためには、働く意欲を持った高年齢者の方々が長年にわたり培った知識と経験を、企業において継続して活かせるようにすることが求められています。

このため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構では、高年齢者の雇用の確保を図ることを目的に、事業主の方に雇用安定事業に基づく以下の助成金・奨励金を支給しています。

●中小企業定年引上げ等奨励金

中小企業（雇用保険の常用被保険者数300人以下）の事業主が、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入、又は定年の定めの廃止を実施し、6か月以上運用した場合に、その実施した措置や企業規模に応じて、**最高で160万円**までの額を支給します。また、あわせて高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入した場合は、企業規模によらず一律20万円を加算します。

●高年齢者職域拡大等助成金（事前に計画書の提出が必要です）

高齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が65歳以上まで働くことのできる制度の導入、又は70歳以上まで働くことができる制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や高年齢者の雇用管理制度の構築に取り組み、高年齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対し、当該取組に係る経費の3分の1に相当する額（**限度額500万円**）を支給します。

詳しい内容は、各都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせを！

当機構のホームページ（[Http://www.jeed.or.jp](http://www.jeed.or.jp)）でもご案内しています。

※H23年10月1日より当機構は「高齢・障害・求職者雇用支援機構」となります。

（当助成金を扱う熊本高齢・障害者雇用支援センターは10月1日以降も引き続き業務を行っております）



独立行政法人
高齢・障害者雇用支援機構

熊本高齢・障害者雇用支援センター（TEL 096-311-5661）